

## 第46回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年9月15日開催)

国の緊急事態宣言が茨城県を含む19都道府県に、まん延防止等重点措置が8県に、いずれも9月30日まで適用中です。

茨城県では、緊急事態宣言に加え、県独自の非常事態宣言を9月26日まで発令中で、県民一丸となった行動抑制を要請しています。

市民の皆さまには、命を守るために最大限の感染防止の徹底についてご協力をお願いします。

国・県による宣言の発令及び感染拡大状況を受け、本市では、以下のとおり対応することとします。

### 本市の対応について

#### (1) 市立小中学校について

- 9月6日(月)から9月17日(金)まで実施中の臨時休校措置について、9月18日(土)以降は延長しないこととする。
- 9月21日(火)から9月24日(金)まで、午前中給食なしで、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド授業を展開する。
- 小学校は、9月21日(火)から9月24日(金)まで、子どもの居場所づくりを午後3時まで実施する。

#### (2) 市立幼稚園について

- 9月6日(月)から9月17日(金)まで実施中の臨時休園措置を、9月24日(金)まで延長する。
- 9月21日(火)から9月24日(金)まで、受入保育を午後3時まで実施する。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。